

### 添付法令資料 3 :

#### ウズベキスタン法令ニュースレター ～大統領訪日による二国間協力の一層の発展～

2019年12月17日から20日までウズベキスタンのミルジヨーエフ新大統領の日本への公式実務訪問が行われた。大統領の訪問中に天皇陛下との会見や安倍総理大臣との会談も行われ、ウズベキスタンと日本との間に、政府レベル・各省庁レベルでいくつかの文書が署名・交換され、また、両国の民間レベルにおいても、銀行や企業の間で多数の覚書等が交わされた。

首脳会談の後に、両首脳は、「日本国とウズベキスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの更なる深化及び拡大に関する共同声明」に署名するとともに、日・ウズベキスタン租税条約、日・ウズベキスタン税関相互支援協定、円借款3案件（ナボイ火力発電所近代化計画（フェーズ2）、電力セクター能力強化計画（フェーズ2）、園芸作物バリューチェーン強化計画）という重要な文書（署名済み）を交換した。

また、大統領訪日に関連して、東京において、エネルギー、化学、自動車、機械設備、食品加工、軽工業、インフラ建設、観光などの様々な分野の分科会が開催され、日本・ウズベキスタン双方の関係者からそれぞれの取組みの紹介があった。

ビジネスフォーラムも開催され、弊所からも3人の弁護士が参加し、最新の情報収集に努めた。このビジネスフォーラムでは、多数の投資契約やウラン、カリ肥料、綿糸等の貿易契約が締結された。

また、日本の法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とウズベキスタン共和国雇用・労働関係省との間で、「特定技能」在留資格を有する外国人に係る制度の適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書も署名された。この覚書は、両国が一定の専門性・技能を有する人材（特定技能外国人）の円滑かつ適正な送り出し及び受入れの確保（特に、悪質な仲介事業者の排除）、特定技能外国人の日本国での就労に伴う諸問題の解決等のための情報連携及び協議の基本的枠組みを定めるものである。

これら国・政府・各省庁レベルの文書や投資案件等の確実な実行を保障する目的で、ウズベキスタン大統領の訪日直後に、ウズベキスタン共和国と日本国との間の二国間協力の更なる拡大及び強化に係る措置に関する2019年12月28日付大統領決定PP-4553号が発出された。

同大統領決定には、以下のとおり、三つの分野における具体的な措置を定め

るロードマップが含まれている。

- ① 政治的、貿易・経済的及び文化的・人文的協力の拡大に係る具体的な措置  
(付属書第1号)
- ② 大統領公式実務訪問の際に署名された文書の適時実現に係る具体的な措置  
(付属書第2号)
- ③ 投資案件及び貿易契約の適時実現に係る具体的な措置 (付属書第3号)

また、大統領訪日の際に署名された文書の実行の保障に従事するワーキンググループの構成 (付属書第4号)、及び署名された文書や達成された合意の適時・十分な実行をモニター・コントロールするメカニズム (付属書第5号) も規定された。

ミルジヨーノフ大統領は、2018年以來、外国への公式実務訪問等の際に合意された投資案件等がその後適時・十分に実行されていないことを批判してきており、2019年4月には、FDIや国際金融機関等の投資案件のモニタリングを強化することについてビデオ会議を開催していた。その結果として、ウズベキスタンと外国との二国間協力に従事する政府間委員会のウズベク側の活動を明確化し、最高レベルでの公式実務訪問 (大統領訪問) の際の合意等の実現の管理も含めて、同国投資・対外貿易省 (MIFT)、外務省 (MFA) や大使館などに様々な厳格な義務を課することを内容とする同年5月23日付大統領決定 PP-4331 が発出されていた。上記大統領決定 No.PP-4553 も、同様の方針に基づき、大統領府の監督の下で、大統領の訪日の際に合意された投資案件等を確実に実行することを目的として発出されたものである。

一方、同大統領決定の投資案件の一覧には未だ初期の交渉段階にある日本企業の検討案件も掲載され、各案件の実行のタイムラインが明記されているため、投資意欲を有している日本企業が関係方面との調整が未だ不十分な状態においてウズベキスタンの関係当局から後押しを受けるといった可能性も予想され、留意が必要である。

ミルジヨーエフ新大統領の今次訪日は、同大統領の就任以降打ち出された様々な分野での改革が日本からも高く評価されていることを再確認し、両国のパートナーシップの質を高め、多方面での協力を一層推進する上で、大きな力となったと評価できよう。

ヤラシェフ・ノディルベック  
ウズベキスタン共和国弁護士